

3

1 異動届出書の記入方法

【給与所得者異動届出書の記入方法】

基本的な届出書の記入についてご説明します。事由別の詳細な記入例は6ページの記入例を参照してください。
 なお、記入に際し、ご不明の点がございましたら、世田谷区財務部課税課特別徴収係[☎03-5432-2216]まで
 お問い合わせください。

【異動届出書の提出方法】

届出書は、郵送、eLTAX、窓口持参による提出となります。eLTAX以外の電子送信やFAXによる提出はできません。

税額通知書に記載された世田谷区の指定番号・宛名番号を記入してください。

記載内容について、確認させていただく場合がありますので、担当者の連絡先・担当者名をご記入ください。

異動事由の番号を○で囲んでください。異動事由8の「その他」を選択した場合は詳細理由も記入してください。
 (この欄は必ずご記入ください。記入がない場合、電話で確認させていただく場合があります。)

未徴収税額の異動後の徴収方法の番号を○で囲んでください。

異動後の徴収方法が一括徴収の場合は残りの税額を何月分で納入するか記入してください。

(この欄は必ずご記入ください。記入がない場合、電話で確認させていただく場合があります。)

死亡による退職で、相続人を把握している場合はこの欄にご記入ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

世田谷区長あて		住所(居所)又は所在地		〒	
年 月 日 届出	フリガナ	特別徴収義務者指定番号	宛名番号	※区処理欄	
氏名	フリガナ	特別徴収義務者指定番号	宛名番号	特別徴収義務者指定番号	宛名番号
生年月日	昭和・平成 年 月 日	課・係	氏名	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	電話 (内線)
個人番号		1. 退 職	2. 転 勤	3. 合 併	4. 休 職
1月1日現在の住所		5. 死 亡	6. 会 社 解 散	7. 住 所 誤 報	8. そ の 他 (特別徴収不可)
給与の支払を受けなくなった後の住所		1. 特別徴収継続	2. 一括徴収 (1月以降は必須)	3. 普通徴収	
受給者番号		未徴収税額の徴収方法	未徴収税額 (1月以降は必須)	退職した年の1月から退職時までの給与支払額	円
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	円	(イ) 徴収済額	円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	円
異動年月日	月 日から 月 日まで	異動の事由	未徴収税額の徴収方法	退職した年の1月から退職時までの給与支払額	円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日 徴収予定額 円 徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の希望がないため	円
異動者印	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい勤務先では	※区記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	月割額 円を	
フリガナ	電話	月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称	代表者の職氏名印	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名印	異動者の新受給者番号	納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒154-8554 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所課税課特別徴収係

この欄は、事由に関わらず必ず記入してください。

一括徴収の場合で、理由欄に該当する場合は記入してください。

転勤・会社合併などの場合は、新しい勤務先が記入してください。

提出先住所は異動届出書下段に記載されています。

(ア) (イ) (ウ) の欄は正しく記入してください。
 (ア) 特別徴収税額(年税額)は税額決定・変更通知書にてご確認ください。
 事由による詳しい記入例は6ページをご覧ください。

3 - 2 異動届出書の記入例

(例1) 残りの税額を普通徴収(個人納付)に切り替える場合

フリガナ 氏名	給与所得者 セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎 (旧姓)	受給者番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 (年税額) 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動年月日	異動の事由	未徴収税額 の徴収方法	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
氏名	世田谷 一郎 (旧姓)		120,000	50,000	70,000	2020.10.31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 死亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧ その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (月分で納入) (月 日納期分)	4,000,000	
生年月日	(昭和) 平成 ○年 ○月 ○日								控除社会 保険料 円	
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1								120,000	
1月1日 現在の住所	世田谷区世田谷○-○-○									
給与の支払を受け なくなった後の住所										
給与の支払を受け なくなった後の住所			1 (善C) 給与が少なく税額が引けない			2 (善D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月ではない)			3 (善E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	
給与の支払を受け なくなった後の住所			その他 (理由)							

◆ (ウ) の未徴収税額を、ご本人が納付する場合です。この届出後、ご本人あてに普通徴収の税額通知書と納付書を送付します。

3の普通徴収を○で囲みます。記載が無い場合や、他の数字に○をされますと、誤った処理をされることがありますのでご注意ください。

(例2) 残りの税額を一括徴収して納入する場合

フリガナ 氏名	給与所得者 セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎 (旧姓)	受給者番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 (年税額) 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動年月日	異動の事由	未徴収税額 の徴収方法	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
氏名	世田谷 一郎 (旧姓)		120,000	50,000	70,000	2020.10.31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 死亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧ その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (月分で納入) (月 日納期分)	4,000,000	
生年月日	(昭和) 平成 ○年 ○月 ○日								控除社会 保険料 円	
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1								120,000	
1月1日 現在の住所	世田谷区世田谷○-○-○									
給与の支払を受け なくなった後の住所										
一括徴収の理由			徴収予定							
① 異動が ○○1 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (10 月 25 日申出)			徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円					
2. 異動が 以後で、特別徴収の希望がないため			11.25	70,000	70,000					
異動者印			印							

◆ (ウ) の未徴収税額を、最後の給与・退職金等から一括で差し引いて納入する場合です。

一括徴収の「○月分で納入」欄は必ずご記入ください。(ウ) の金額を納入する月のことです。

11月分の住民税の納期限は、翌月の12月10日です。何月分(翌月10日納期限)で納付するかお間違えの無いようご注意ください。

(例3) 転勤等により異動後の勤務先で特別徴収を行う場合

フリガナ 氏名	給与所得者 セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎 (旧姓)	受給者番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 (年税額) 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動年月日	異動の事由	未徴収税額 の徴収方法	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
氏名	世田谷 一郎 (旧姓)		120,000	50,000	70,000	2020.10.31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 死亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧ その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (月分で納入) (月 日納期分)	4,000,000	
生年月日	(昭和) 平成 ○年 ○月 ○日								控除社会 保険料 円	
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1								120,000	
1月1日 現在の住所	世田谷区世田谷○-○-○									
給与の支払を受け なくなった後の住所										
1 (善C) 給与が少なく税額が引けない			2 (善D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月ではない)			3 (善E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)			その他 (理由)	

◆ 転勤前の事業所では、「前勤務先記入欄」の部分を入力して、転勤後の事業所にお渡しください。

◆ 転勤先の事業所は、下段の「新勤務先記入欄」の部分を入力し、提出してください。

[新勤務先の月割額]
新勤務先は、前勤務先の徴収済月の翌月から徴収を開始することになります。異動の時期等により、翌月から徴収できない場合、徴収開始月をずらすことができます。その場合、月割額が変更になりますのでご承知おき下さい。

個人番号は、前勤務先では記入せず、新勤務先が本人から提供を受けて記載してください。

世田谷区の指定番号をお持ちの事業所はご記入ください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	61234567
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地	〒150-0013 渋谷区恵比寿○丁目○番○号
フリガナ	オオハラ サンギョウ カブシキガイシャ
氏名又は名称	大原産業 株式会社
代表者の職氏名印	代表取締役 ○○○○
課・係	給与係
氏名	○○○○
電話	03-1234-5678 (内線 9012)
異動者の新受給者番号	

特別徴収開始の月を入力してください。前勤務先からの引継ぎにより、月割額を把握している場合はその金額をご記入ください。

新しい勤務先では、月割額 10,000 円を 11月分から徴収し、納入します。新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。

新勤務先で、受給者番号(社員番号、整理番号等)を税額通知書に記載させる必要がある場合はご記入ください。